

# 青森県報

第六十五号

令和元年  
十月二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……

### 公 告

○PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……

## 告 示

### 青森県告示第三百三十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

十和田市

二 事業の種類

(仮称) 地域交流センター整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県十和田市稲生町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県十和田市稲生町地内に「(仮称) 地域交流センター」を整備する事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三十二条第三号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、市議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

本件事業地が位置する中心市街地は、戦後、陸軍軍馬補充部の跡地を中心に都市計画が行われ、官庁街、中央公園、住宅地等が整備された。その後、行政・金融・商業等の様々な機能が集積し、上十三地域の消費生活の中心として発展を重ねてきた。

また、起業者は、平成二十年に十和田市現代美術館がオープンしたことを契機に「現代アート」をコンセプトとしたまちづくりに取り組んでいる。平成二十二年には、十和田市中心市街地活性化基本計画を策定し「市民交流プラザ」や「Art Station TOWADA」の整備により、自転車・歩行者通行量が増加傾向となるなど一定の活性化効果が見られた。

しかしながら、複合商業施設、住宅施設整備計画の中止、十和田観光電鉄線の撤退による公共交通ネットワークの核の喪失などの影響から、前記基本計画終了後の自転車・歩行者通行量は減少に転じ、加えて、居住人口の減少や空き地・空き店舗の増加にも歯止めがかからず、中心市街地は衰退傾向が続いている。

今後の中心市街地の活性化に向けては、更なる誘客を図りつつ、いかに中心市街地内の回遊や滞在へとつなげ、賑わいや都市活力への波及効果を生み出すかが課題であり、「現代アート」をコンセプトとしたまちづくりを一層推進するとともに、十和田市現代美術館に加え市民交流プラザ等の「近代建築」の新たな魅力要素を活用しなければならぬ。

本件事業の完成により、十和田市現代美術館と連携した企画展や各種イベントが通年で開催され、中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、中心市街地への居住の促進にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に寄与することが認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年青森県条例第五十六号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、低騒音型・排出ガス対策型重機を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 起業地選定の合理性

本件事業は、衰退する中心市街地の活性化を目的として、寄附を受けた土地に地域交流の拠点となる施設を整備するものである。

本件事業地は、中心市街地の区域内にある・十和田市現代美術館のサテライトとして、回遊の拠点となる・十和田市立地適正化計画に適合するなどの中心市街地の活性化に資するための条件を満たしており、合理的な起業地であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

## 4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、現状は、自転車・歩行者通行量及び居住人口が減少し、空き地・空き店舗の増加も歯止めがかかっていないことから、中心市街地の活性化を図る必要がある、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業地の有効活用策を検討するに当たっては、意見交換会の開催や市民検討委員会の設置などを経て、活用方針が決定されているところであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

## 五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

十和田市役所商工観光課

# 公 告

## PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和元年十月二日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「供給物品」という。）の単価契約に係る一連の調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

- (一) P P C用紙 A 4 二千五百枚入(予定数量二万千箱)
  - (二) P P C用紙 A 3 千五百枚入(予定数量千二百箱)
  - (三) P P C用紙 B 4 二千五百枚入(予定数量千七百箱)
  - (四) P P C用紙 B 5 二千五百枚入(予定数量百三十箱)
- 2 供給物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 3 右に掲げる(一)から(四)までの供給物品ごとにそれぞれの入札とする。
- 二 供給期間  
令和元年十二月一日から令和二年十一月三十日まで
- 三 納入場所  
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則(昭和三十三年三月青森県規則第十号)第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- 6 供給物品について、供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

- により、審査を受けなければならない。
- 2 提出時期等
- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和元年十月二十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九一〇四
- 4 提出部数 一部
- 六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九一〇四
- 七 入開札の日時及び場所
- 1 日時  
令和元年十一月十三日(時間は、入札説明書による。)
- 2 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室  
入札執行回数  
原則として三回を限度とする。
- 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- 十 契約書の取り交わしの時期等
- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 一の1に掲げる(一)から(四)までの供給物品のうちに、それぞれの入札の結果、落札者が同一となったものがある場合は、当該落札者が同一となった供給物品ごとに一通の契約書により契約を締結するものとする。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、供給物品に要求する品質が満たされていると判断した関係書類に基づく入札書により、一の1の(一)から(四)までの供給物品のそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第三位以下の端数があるときは、これを切り捨てて小数点第二位までにした金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

(1) Size A4

Expected Quantity of 21, 000 boxes  
(a box of 2, 500 sheets)

(2) Size A3

Expected Quantity of 1, 200 boxes

(a box of 1, 500 sheets)

(3) Size B4  
Expected Quantity of 1, 700 boxes  
(a box of 2, 500 sheets)

(4) Size B5  
Expected Quantity of 130 boxes  
(a box of 2, 500 sheets)

2 Time limit for tender:

13 November, 2019 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Accounts Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9104

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会 社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭</p>	